

令和6年4月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月3日	特定健康診査受診率向上業務委託（単価契約）	株式会社キャンサーズキャン	単価契約	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和6年3月4日付け5墨区国第3067号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国保年金課
2	4月3日	墨田区DX人材育成研修業務委託	一般社団法人シビックテック・ラボ	3,465,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和4年3月31日付け3墨企I第2023号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
3	4月3日	メンター育成研修実施委託	株式会社日本ODコンサルティング	514,800	メンターを育成するための研修の実施が必要であることから、メンター研修の実績を持つ複数社にプランの提出を求め、比較検討を行ったところ、指定事業者のプログラムは、新任職員に寄り添うことの大切さに重点を置いたものとなっており、本研修の目的に最も合致するものであった。このプログラムは指定事業者固有のものであることから、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
4	4月3日	野菜摂取啓発活動支援委託	カゴメ株式会社 東京本社	499,400	指定事業者は、野菜摂取啓発のための意識づけを目的とした健康サービスツールを多数保有しており、本業務に必要な知識を有している。定期的な測量を行うことで、野菜摂取の啓発に効果が見込めるが、指定事業者は、機材の貸出及び分析ができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
5	4月12日	（仮称）墨田区子ども計画策定支援業務委託	株式会社KITABA東京事務所	12,000,000	本件は、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と「墨田区子ども・若者計画」の両計画を包含した「（仮称）墨田区子ども計画」を策定するものである。本計画の策定に当たっては、両計画の一体的な整備が必須であることから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、令和5年度「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査等業務委託」の受託者であり、基礎データを収集した指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子育て支援課・地域教育支援課
6	4月17日	衛生害虫防除作業委託（単価契約）	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	単価契約	指定事業者は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第3項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	生活衛生課
7	4月22日	「日本語ボランティア養成講座」の実施業務委託	ひらがなネット株式会社	853,600	本業務は、本区の日本語ボランティア教室で活動するために必要な在留外国人の現状や多文化共生施策に関する知識、区内の日本語ボランティア教室の活動紹介も含めて委託するものである。指定事業者は、本区の在留外国人の現状や多文化共生施策に精通するとともに、区内のボランティア教室とのネットワークを有していることから、本業務を確実に実施できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
8	4月24日	「らくらく水中ウォーク教室」事業運営委託	株式会社ルネサンス	1,468,160	高齢者の特性を踏まえ、本業務における安全管理を徹底するためには、施設を貸し切りにした上で実施する必要がある。 指定事業者は、定期的に施設を貸し切りに行うことができ、本業務を安全かつ効果的に履行することができる区内で唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
9	4月25日	回転釜バーナーの清掃・点検業務委託	日本調理機株式会社	1,358,280	指定事業者は、当該回転釜の製造元であり、部品の交換等の必要がある場合も、製造元であるため速やかに調達することができる。また、清掃に必要な薬剤や器具において、機器の安全性及び性能、材質への影響を考慮する必要があるが、製造元である指定事業者は、本機器対応の清掃薬剤・器具を有しているため、安全かつ確実に本業務を履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
10	4月25日	投票所スロープの借上(東京都知事選挙)	中村展設株式会社	2,101,000	各スロープは、設置個所ごとに寸法仕様・形態が異なり、事故防止・バリアフリーの観点から、仕様書に基づき設置場所に適合する必要がある。その点、上記指定業者は、各投票所に合致する仕様書に示したスロープを保有している唯一の業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局
11	4月26日	校務支援システムに係る養護機能カスタマイズ作業委託	日本電気株式会社 首都圏支社	1,870,000	指定事業者は、本区で運用している校務支援システムのサーバの構築・設置事業者であり、運用保守業務を受託している。作業時に不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が必要なため、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課